

集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について

1 趣 旨

現在の感染状況は、新規報告者数の逡減が継続し、今後再拡大しなければ、医療提供体制を維持できる水準（一般医療と両立可能な病床運用で確保病床使用率が50%を下回っている状態）まで改善することが見込まれる状況にある。

このため、令和4年1月7日から（まん延防止等重点措置の適用は1月9日から）取り組んできた「集中対策」については、同年3月6日をもって終了することとし、外出の削減などの行動制限や営業時間の短縮などの施設の使用制限に係る要請を原則、解除して、基本的な対策の徹底を求めることとする。

また、今後も感染再拡大を防止し、確実に医療提供体制を維持できる水準まで改善させていく必要があることから、次のとおり取り組む。

なお、感染の再拡大が確認される場合には、再び対策を強化する。

2 専門家の意見

専門家からは、次のとおり意見及び提言がなされた。

- 県内の新規感染者数は、高い水準ではあるものの減少傾向が継続し、医療のひっ迫も徐々に改善しつつあるため、対策の解除を含めてもう一段階緩和してよいと考える。
- 重点措置が解除された地域の一部では、新規感染者数の下げ止まりや増加が見られ、オミクロン株のBA.2系統への置き換わりによる再拡大の可能性もあることから、基本的な感染防止対策の徹底とワクチン追加接種の重要性を訴えていくことが不可欠である。
- 特に、年度替わりの時期を迎え、県境を越える往来や謝恩会等の行事により大人数での接触の機会も増加するため、改めて注意喚起を行う必要がある。
- 学校や幼稚園・保育園等の児童生徒への対応については、クラスターの発生状況等を踏まえ、感染対策を十分に行った上で、活動等の制限は最小限とすべきである。
- 医療については、治療薬の選択肢も増えたことから、リスク因子のある患者を外来で早期に治療する体制が必要である。高齢者層に対しては、重症化を防ぐため、ワクチン接種の加速とともに、軽症のうちに治療介入できるよう施設への往診等治療薬の投与体制を確保すること必要である。
- 県内で新型コロナウイルス感染症の患者が初めて確認されてから2年が経過し、社会的にも感染対策の重要性が理解されてきたことから、社会機能維持に配慮する対策にシフトしていくことが求められる。

3 集中対策の終了に伴う要請の解除等

(1) 解除する要請事項

- 別紙のとおり
- イベントの開催条件は、国の方針（緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施区域以外の場合）に基づいて変更する。

(2) 継続する要請事項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請）

- 症状がなくても感染の不安があれば、積極的に検査を受けること。【**県民**】
- 県境を越える移動について【**県民・事業者**】
 - ・ まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること
 - ・ その他の地域との往来も、行先の都道府県が出している要請事項を確認の上、慎重に判断すること
- 3月13日（日）までの間、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること。【**県民・事業者（飲食店）**】
- 同居する家族以外での会食等は控えること。
ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、アクリル板等の物理的な対策等がとられている飲食店（広島積極ガード店ゴールド等）を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしなひ。【**県民**】

※ 引き続き、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による緩和は行わない。

4 感染再拡大の防止に向けた取組（※ 令和4年3月7日から当面の間）

(1) 県民・事業者への要請、呼びかけ

- 3 (2) 継続する要請事項に加え、基本的な感染防止対策の徹底を要請する。
- この他、感染状況に応じて、適時、県民に情報提供し、注意を呼びかける。

(2) その他

現在、感染経路として割合が高くなつている家庭、学校、医療機関、高齢者施設等について、感染防止対策の強化を図る。

別紙 集中対策（まん延防止等重点措置）における要請の解除等について

区分	3/6 までの要請内容（行動制限、施設の使用制限）【全市町対象】
外出削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ できるだけ外出を削減すること（特に 21 時以降は更に削減） ○ 可能な限り人と人との接触を避けること <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や普段行動をともにしている仲間と少人数 ・ 混雑している場所や時間を避ける，距離を置く（1m以上，できるだけ 2m以上）
職場への出勤等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出勤者数の削減の取組を推進すること ○ 特に 21 時以降は勤務を抑制すること
イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守など感染防止対策 ○ 参加人数の上限 <ul style="list-style-type: none"> 【基本】(A)，(B)のいずれか少ない方を限度 (A) 人数上限：5,000 人 (B) 収容率：観客等の大きな声での声援 有る 50%/ない 100% 【感染防止安全計画策定】5,000 人を超え，20,000 人まで可能 <ul style="list-style-type: none"> ※ワクチン・検査パッケージ制度の適用，対象者全員検査による緩和なし
営業時間の短縮等	<p>≪飲食店≫【法第 31 条の 6 第 1 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認証店（広島積極ガード店ゴールド認証店）※ア，イのいずれかとすること <ul style="list-style-type: none"> ア 営業時間を 5 時から 20 時までに短縮（酒類提供は行わないこと） イ 営業時間を 5 時から 21 時までに短縮（酒類提供は 11 時から 20 時まで） ○ 認証店以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を 5 時から 20 時までに短縮（酒類提供は行わないこと） ○ 認証店・認証店以外【法第 24 条第 9 項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内 <ul style="list-style-type: none"> ※ワクチン・検査パッケージ制度の適用，対象者全員検査による緩和なし
	<p>≪大規模な集客施設（1,000 m²超）≫【法第 31 条の 6 第 1 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場をする者の整理，マスク着用の周知，飛沫を遮る板の設置など
他地域との往来	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県境を越える移動は，最大限，自粛すること <ul style="list-style-type: none"> どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底と，出発前又は到着地で検査 ○ 県内の市町をまたぐ移動は，できるだけ控えること
飲食店の利用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同居する家族以外での会食等は控えること。（ただし，同居する家族以外での会食等にあつて，飛沫感染防止対策等がとられている飲食店を利用する場合，自宅や屋外において飛沫感染防止対策等を徹底する場合は，その限りとしなない。） ○ 同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内 ○ 要請に係る営業時間以外の時間に当該飲食店等のみだりに出入りしないこと

「●」は継続して要請する事項

3/7 以降 再拡大防止に向けた要請【全市町対象】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な感染防止の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3つの密」回避，マスク，手洗い（消毒），時差出勤，人と人との距離確保 ・ 発熱時は外出を控え，積極ガードダイヤル ・ Web 会議，テレワークの積極的な活用 など ● 無症状でも感染の不安があれば積極的に検査
<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守など感染防止対策 ○ 参加人数の上限 <ul style="list-style-type: none"> 【基本】(A)，(B)のいずれか少ない方を限度 (A) 人数上限：5,000 人又は収容定員 50%の大きい方 (B) 収容率：観客等の大きな声での声援 有る 50%/ない 100% 【感染防止安全計画策定】収容定員まで可能
<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインなど感染防止対策の徹底 ○ 飲食店における第三者認証の取得 ● 3月13日（日）までの間は，同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内とする。
<ul style="list-style-type: none"> ● まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は，最大限，自粛すること。 <ul style="list-style-type: none"> その他の地域との往来も，行き先の都道府県の要請を確認の上，慎重に判断すること ● 同居する家族以外での会食等について，同左 ● 3月13日（日）までの間は，同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内とする。

